

三 擴張に在りては特に選定標準第一號の目的

の爲既存の施設設備等を利用し相當數の常時  
保育兒數の増加を爲すものを含むこと

(二) 季節保育所

一 同一經營主體に依り三ヶ年以上繼續開設せられ今後事業を繼續すること確實なるものなること  
と但し特に優良なるものに在りては繼續開設年數三ヶ年に満たざるものにも可なること

二 經營主體は市町村營たると道府縣を除く公共

團體營又は私營たるとを問はざるも團體に在りては基礎確實にして其の代表者の身上確實且信望あるもの、個人に在りては身上確實にして信望あるものなること

三 相當程度の設備を有するものなること

四 開設期間は成るべく一期間十四日以上のものなること

五 期間中一回以上保育兒の健康診断を行ふものなること

六 保育内容、經營の狀況等適切にして其の成績特に優良なるものなること

三 其他

(一) 内申に當りては常設保育所及季節保育所別に夫々銓衡順位を附すること

(二) 常設保育所の詮議に當りては成るべく所謂五大産業、軍需其の他緊要物資の生産事業に資すべきものに重點を置くこと

(三) 常設保育所に在りては大東亞戰爭勃發以後昨年十二月迄の間に於て新設又は擴張を了したるもののうち極めて優良なるものあらば参考として詮議すべきに付別紙調書中事業開始豫定年月日欄を朱書し本年一月以降の新設又は擴張のものに附加して通し順位を附し提出すること

議すべきに付別紙調書中事業開始豫定年月日欄を朱書し本年一月以降の新設又は擴張のものに附加して通し順位を附し提出すること

(四) 季節保育所に在りては既に 皇后陛下より御

下賜金を拜受したるものは除外すること

(五) 内申は速達便を以て郵送し期日迄に必ず當省に到達するやう取計ふこと

〔別紙様式表省略〕

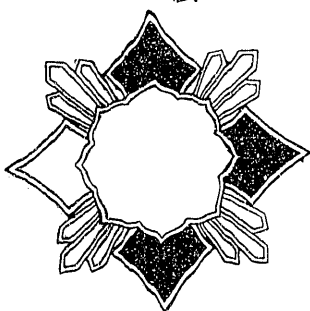
體力章檢定合格者に授與する體力章の圖式改正の件公布

昭和十六年三月十九日厚生省告示第百八號 體力章檢定に合格したる者に對し授與すべき體力章の圖式改正の件は、昭和十八年五月二十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

體力章檢定ニ合格シタル者ニ對シ  
授與スベキ體力章ノ圖式改正ノ件

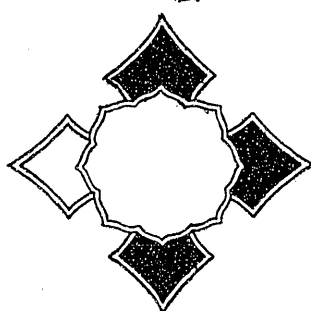
(昭和十八年五月二十五日  
厚生省告示第二百號)

表 上級



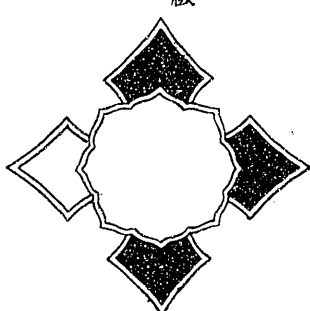
體力章ノ徑六分  
鏡ハ徑三分五厘  
光線ヲ附ス 銀  
色  
矢形ハ黑色暗赤  
色暗青色白色

表 中級



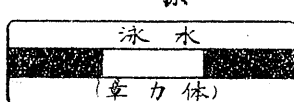
體力章ノ徑六分  
鏡ハ徑三分五厘  
銀色  
矢形ハ黑色暗赤  
色暗青色白色

表 初級



體力章ノ徑六分  
鏡ハ徑三分五厘  
銅色  
矢形ハ黑色暗赤  
色暗青色白色

表 水泳



體力章ノ長サ一寸巾三分 銀色  
穴長サ三分五厘巾一分  
文字及中央ノ横線ハ水色

〔各裏面省略〕